

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 3 日

(事業者団体) あて

総務省情報流通行政局
情報通信作品振興課

価格交渉促進月間における取組の推進について

平素は情報通信行政の推進に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、令和3年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）を取りまとめ、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境の整備を図っているところです。

この点につき、中小企業庁においては、毎年3月及び9月を「価格交渉促進月間」とし、下請中小企業の価格転嫁を推進しており、令和4年12月23日に9月実施の当該月間のフォローアップ結果が公表され、さらに令和5年2月7日に主要事業者の個別状況リストが公表されたところですが、放送コンテンツ業を発注企業とする取引における価格転嫁状況が、調査した27業種中第25位となるなど、業界内における価格転嫁が進んでいない実態が明らかになっております。

今般、令和5年3月の「価格交渉促進月間」を迎えるにあたり、経済産業大臣から放送コンテンツ業も含む各業界団体あてに改めて要請が発出されたものと承知しておりますが、政府としては、評価が芳しくない事業者に対しては、事業所管大臣名で代表者に対して指導・助言を行い、改善を促す等、取引適正化に向けた取組を強化しております。

上記の状況を踏まえ、放送コンテンツ業においては、受注側中小企業からの価格交渉の申し出に遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じるなど、より一層積極的に取組を進めていただきますよう、改めて会員事業者への周知方よろしくお願いいたします。

併せまして、中小企業庁において、放送コンテンツ事業者に特化した価格交渉の講習会の実施を予定しておりますので、この機会に積極的にご活用くださいますよう、ご案内いたします。

【参考・中小企業庁適正取引支援サイト】

<https://tekitorisupport.go.jp/>